

2021年度

★ News 『令和3年度税制改正大綱』のポイント

令和2年12月21日閣議決定された『令和3年度税制改正大綱』は、新型コロナウイルスの感染拡大で落ち込んだ経済への対応と共に、ポストコロナの新しい社会に向けて、

脱炭素社会(2050年カーボンニュートラル…温暖化ガス排出量を実質ゼロとする)の実現と、社会のデジタルトランスフォーメーション(DX)の強力な推進が柱となっています。

1月18日招集予定の通常国会に関連法案が提出されることとなります。

＜『令和3年度税制改正大綱』の概要＞

個人所得課税	住宅ローン控除	控除期間を13年の特例を1年延長し令和4年末までの入居者を対象とする。合計所得1000万円以下の者に面積要件を緩和する。
	子育て支援	国や自治体による子育て関連の助成金(ベビーシッター・認可外保育施設の利用料など)について、雑所得とされていたものを非課税とする。
	退職所得課税の適正化	勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金について見直しを行う。
法人課税	研究開発税制の拡大	クラウド環境で提供するソフトウェアなどの研究開発にかけた投資を控除の対象に加える。
	デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設	事業適応計画(仮称)に基づき、デジタル環境の構築(クラウド化など)による事業改革を行う場合に、税額控除または特別償却ができる措置を創設する。
	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設	カーボンニュートラル(脱炭素社会)に向け、中長期環境適応計画(仮称)に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資に、税額控除または特別償却ができる措置を創設する。
	繰越欠損金の控除上限の特例	事業適応計画(仮称)の認定を受けた場合、適格投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%とする特例を創設する。
	賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し	コロナ禍を踏まえ、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直しを行う。
資産課税	教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し	贈与から3年経過後も贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。受贈者が孫等の場合、相続税額への2割加算を適用する。2年延長。
	固定資産税等	地価上昇により税額が増加する土地について負担調整措置として、令和3年度に限り、令和2年度の税額に据え置く。
その他	税務関係書類の押印義務の見直し	国・地方公共団体に提出する税務書類について、実印・印鑑証明書を求めているものを除き、納税者の押印義務を廃止する。
	電子帳簿等保存制度の見直し	経理のデジタル化、帳簿書類のペーパーレス化促進のため、スキャナー保存制度の手続き・要件を抜本的に見直す。

★ Memo 「雇用調整助成金」特例措置の延長

——— 令和3年2月28日まで ———

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年12月31日までを期限としていた「雇用調整助成金」の緊急対応期間が延長され、令和2年4月1日～令和3年2月28日とされました。なお、申請期限は「支給対象期間」の最終日の翌日から2カ月以内です。

☆新型コロナウイルス感染症の収束が見  
通せない中で新年を迎えました。



本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>